

四日市市市民憲章及び四日市市都市宣言

四日市は、市民憲章を制定し、六つの都市宣言を行っています。

市民憲章や都市宣言は、市民のみなさんが、真に住みよさを実感できる、誇りの持てるまちを目指すものです。

このようなまちづくりを進めるためには、市民みなさんの協力が必要です。

みなさんとともに市民憲章と六つの都市宣言を指針として、新たな世代に引き継ぐことのできる心豊かなまち

四日市を創造していきたいと思えます。

(四日市市ホームページより)

四日市市市民憲章

制定 昭和57年8月1日

私たちの四日市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を望むすばらしい自然に恵まれ、古くから「市」が開かれたまちとして、また、東海道の宿場として栄えてきました。この自然と歴史のうえに近代産業が開花し、世界に広がる港とともに、明日に向かって躍進する都市です。

私たちは、四日市市民であることに誇りと責任を持ち、豊かな未来と住みよい郷土を築くため、次のことを誓います。

1. 自然を愛し緑と水のきれいなまちをつくります。
1. やさしい心のかよい合う温かいまちをつくります。
1. きまりを守り楽しく明るいまちをつくります。
1. 伝統を生かし文化の香りがかいまちをつくります。
1. 産業を育て活気あふれるまちをつくります。

交通安全都市宣言 宣言 昭和37年3月12日

わが国産業経済の伸長と国民生活の向上に伴い、陸運交通量が著しく増加し、交通が複雑化したため、本市においても交通事故が日とともに激増の一途をたどりつつあることは、誠に憂慮にたえないものがある。崇高な市民の生命尊重理念のもとに、これらの交通事故の絶滅を期するため、市民の総意を結集し、強力な施策を全市的に推進させるようここに「交通安全都市」を宣言する。

暴力追放都市宣言 宣言 昭和58年12月21日

心のふれあう地域社会づくりを目指す私たち四日市市民は、その実現を妨げるいかなる暴力も看過することができない。

よって、法と秩序を守り、明るく住みよい街をつくるため、すべての勇気を結集して、私たちの街四日市から暴力を追放することをここに宣言する。

快適環境都市宣言 宣言 平成7年9月26日

さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな自然の中で、安らぎと潤いに満ちた暮らしを営むことは、すべての人々の基本的な願いであります。

しかし、今日、私たちの活動は、私たちの身のまわりの環境のみならず、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を与えつつあります。

私たちは、人も自然の一員であることを深く認識し、自然と調和したまちづくりを進め、良好な環境を将来の市民へ引き継いでいかなければなりません。

市民、事業者、行政が一体となって、二度と公害を起さないと決意のもと、地球的な視野に立ち、良好な環境の保全と創造を図るため、私たちは、ここに四日市市を「快適環境都市」とすることを宣言します。

非核平和都市宣言 宣言 昭和60年3月25日

世界で唯一の核被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は、国民共通の願望である。

しかしながら、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に重大な脅威を与えている。憲法において、永久に戦争を放棄した私たちは、人類が再び同じ過ちを繰り返さないようできる限りの努力をしなければならない。かけがえのない地球の平和と我が国の美しい自然を守るため、私たち四日市市民は、非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを切望して、ここに非核平和都市となることを宣言する。

人権尊重都市宣言 宣言 平成4年12月22日

すべての人々の基本的な人権が尊重される自由で平等な社会の実現は、人類共通の願いであります。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお因習や偏見などによるさまざまな人権問題が存在しています。人権が侵害されることは、いかなる理由であっても許されることではありません。

人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、私たちは、ここに四日市市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

男女共同参画都市宣言

宣言 平成15年12月19日

わたしたちは、家庭・学校・職場・地域などあらゆる分野において、性別にとらわれることなく一人ひとりが自分らしく輝いて生きるまち四日市をめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。